

事業主の皆様



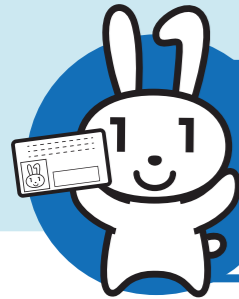
ご協力をお願いします！

資格取得届・被扶養者異動届を提出する際はマイナンバーを記載して、
就職後5日以内に日本年金機構にご提出ください。

通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2~5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになりますが、
マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。

マイナンバーを記載してください

マイナ保険証をお持ちでない方で
資格確認書の発行を希望される方は
こちらにチェックをお願いします。



従業員の皆様に対し、医療機関や薬局での受診の際には、
ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。

マイナ保険証についての特設サイトはこちら



お問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル（デジタル庁開設）

☎ 0120-95-0178

平日9:30~20:00 / 土日・祝日9:30~17:30

※年末年始を除く

※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関することは24時間受付

- 受付内容
- マイナンバーカード、通知カードに関すること
 - マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関すること
 - マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

全国健康保険協会東京支部

TEL 03-6853-6111

8:30~17:15（土日・祝日・年末年始を除く）

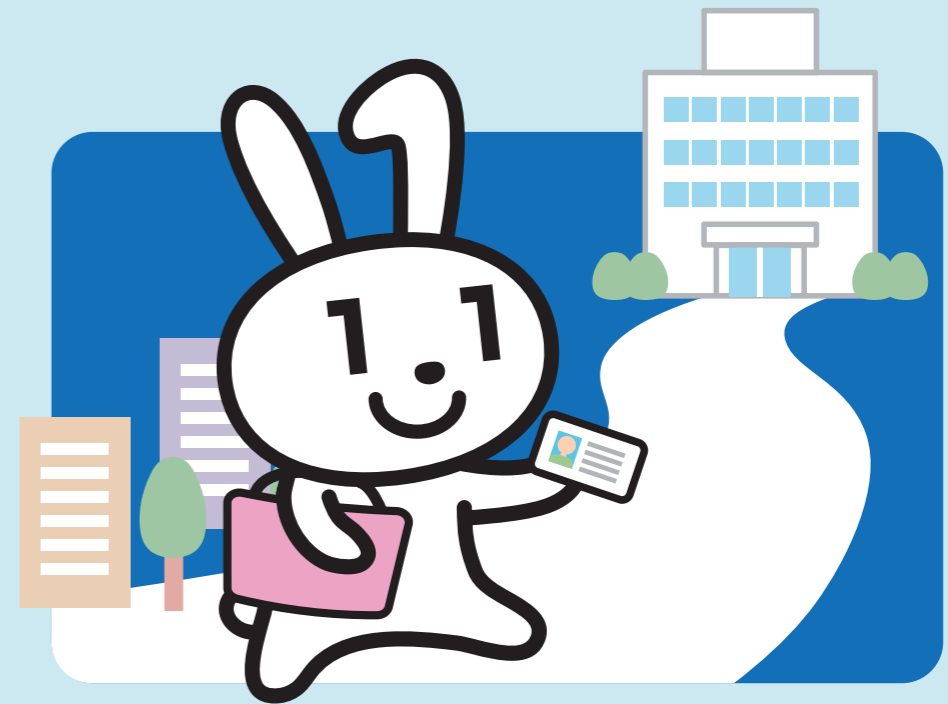
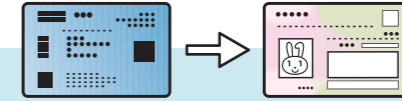
- 受付内容
- マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認書に関すること

事業主のみなさまへ



保険証のルールが変わりました。

健康保険証は、マイナ保険証へ。



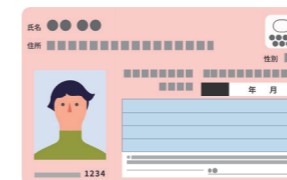
2025年12月2日以降、

健康保険証はお使いいただけなくなりました。

「マイナ保険証」での受診をお願いいたします。

※資格確認書をお持ちの場合、資格確認書でも受診できます。

マイナ保険証とは

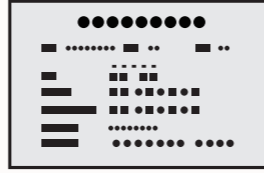


マイナンバーカードを健康保険証として
登録・ご利用いただくことで、
従来の健康保険証よりも便利で、
よりよい医療を受けられるようになります。

新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際に
事業主の皆様へお送りするものは以下のとおりです。

1 資格情報のお知らせ

新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を交付します。
各種給付金の申請に必要な記号・番号等の確認にご利用ください。

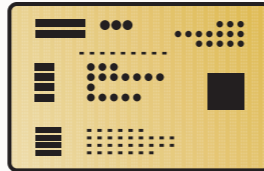


資格情報のお知らせ:紙製

医療機関等 受診時の使い方	オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、資格情報のお知らせとマイナンバーカードの両方を提示。 (資格情報のお知らせのみでは受診できません)
入手方法	協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に交付します。 紛失、棄損された場合は再交付の申請をお願いします。

2 資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方で、加入時に「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に「資格確認書」を交付します。マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等に受診する際にご利用ください。



資格確認書:プラスチック製

医療機関等 受診時の使い方	医療機関等へ提示
入手方法	資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に <input checked="" type="checkbox"/> チェックをされた方または別途、資格確認書交付申請をした方に交付します。 チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から1か月~2か月程度で交付します。
有効期限	最大5年間

※マイナ保険証をお持ちの方でも、障害のある方など、マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方には、申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。

3 高齢受給者証

70歳以上の方には引き続き高齢受給者証を交付します。

(マイナ保険証で受診される場合は、医療機関等受診時に高齢受給者証の提示は不要ですが、オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する場合には必要となります。)



2025年12月2日以降の受診方法

受診方法	2025年					2026年									
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	...	
健康保険証															
マイナ保険証															
医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合															
資格確認書															

従来の健康保険証の有効期限満了(12月1日)
※有効期限満了後使用不可

※機器の準備が整った医療機関では、スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけます。

詳しい受診方法はこちらの動画をご覧ください ▶



従業員の方が退職された際の

健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

健康保険証	2025年12月1日までの退職の場合、資格喪失届に健康保険証を添付して返却してください。 2025年12月2日以降の退職の場合、健康保険証の返却は不要です。 ハサミを入れるなどしてご自身で廃棄をお願いします。
資格情報のお知らせ	返却は不要です。
資格確認書	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。